外来医療計画について

資料１－１

１　計画策定の趣旨

医療法第30条の４第１項に規定する医療計画に定める事項として新たに「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」が追加（計画期間：令和２～５年度）

➢外来医療機能の偏在の可視化で

医師の行動変容、偏在是正に繋げる

➢外来機能の分化・連携について

地域の医療関係者等と協議し、方

針を決定

現状

① 無床診療所の開設が都市部に偏在

② 診療科の専門分化が進んでいる

③ 医療機関の連携等が自主的取組に

委ねられている

２　外来医師偏在指標と人口10万人対外来医師数

外来医師偏在指標が全医療圏域（335圏域）の上位33.3％に該当する二次医療圏を外来医師多数区域と設定

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 圏域名 | 外来医師偏在指標 | 人口10万人対外来医師数 | 全国順位 |
| 全　　　国 | 106.3 | 106.3 | - |
| 京都府全体 | 133.2 | 138.1 | - |
|  | 丹　　　後 | 90.9 | 98.4 | 207位 |
| 中　　　丹 | 103.8 | 111.4 | 113位 |
| 南　　　丹 | 97.6 | 95.6 | 158位 |
| **京都・乙訓** | **152.5** | 162.4 | **6位（外来医師多数区域）** |
| 山　城　北 | 101.4 | 98.2 | 132位 |
| **山　城　南** | **104.8** | 85.6 | **101位（外来医師多数区域）** |

※2019年4月に国が提示した暫定値

※外来医師とは、H28医師・歯科医師・薬剤師調査の医療施設（病院及び診療所）

従事医師数のうち、診療所従事医師数を示す

３　議論のポイント

|  |  |
| --- | --- |
| **外来医師多数区域****（京都・乙訓、山城南）**※2019.4暫定値 | **新規開業希望者に対しては、地域で不足する医療機能について協力を求める** |
| **外来医師多数区域以外** | **新規開業者（特に不足する診療科）の地域への誘導に有効な方法の検討** |

４　外来医療計画　調整会議における協議事項

|  |
| --- |
| **（１）外来医療機能に関する情報の可視化、新規開業者に求める事項** |
| ①　計画において可視化する情報の内容　✦ 圏域ごとの外来医師偏在指標、外来医師多数区域の設定　✦ 病院及び医診療所医師数　診療所施設数の推移　**･･･資料1**✦ 圏域ごと・診療科ごとの人口10万対医療施設従事医師数　**･･･資料2**✦ 圏域ごとの外来患者の状況（外来患者対応割合、患者数推計）**･･･資料3、4**✦ 医療機関の位置情報　**･･･資料5**　　等②　外来医師多数区域における新規開業者等に求める事項　✦ 在宅医療に係る研修への参加について　**･･･資料6**　✦ その他求める事項について |
| **（２）医療圏ごとの外来医療機能に係る検討** |
| 外来医療機能の充実に必要な方策✦ 地域における診療所（診療科）の過不足状況✦ 在宅医療の状況について（医師会アンケート結果より）**･･･資料7** |
| **（３）医療機器の効率的な活用に係る検討** |
| ①　計画において可視化する情報の内容　✦ 圏域ごと対象医療機器の配置状況（CT、MRI、PET、マンモグラフィ、放射線治療器（リニアック、ガンマナイフ）の５種）　**･･･資料8**　 ✦ 医療機器保有施設の位置情報　**･･･資料9**②　共同利用の方針、共同利用計画の必要性　✦ 地域医療支援病院以外の診療所同士の共同利用の可能性 　**･･･資料10**　　✦ 共同利用を行わない方針の場合、理由の確認 |

５　今後の予定

|  |  |
| --- | --- |
| 時期 | 実施内容 |
| 11月～11月下旬 | 各圏域の調整会議で議論地域医療対策協議会で中間案を審議 |
| 12月 | 議会で中間報告 |
| １月 | パブリックコメント実施 |
| ２月 | 議会で最終報告 |